

## 2 学校適正配置等の基本方針

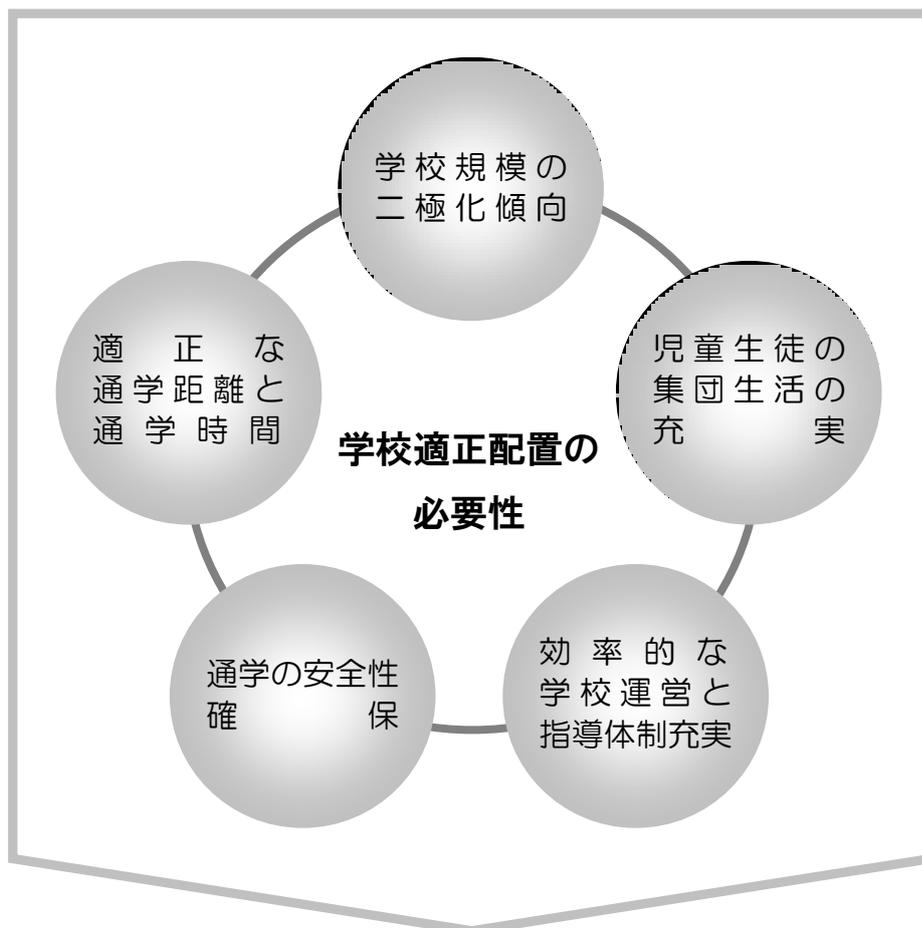
### 2-1 学校の適正配置の必要性

本市の小中学校では、郊外部における人口減少と少子化による小規模化や、市街地における人口の増加などによる大規模化など、学校規模の二極化が進んでおり、今後の学級数及び児童生徒数の推移からも、その傾向が強まると予想されます。

学校規模の小規模化や大規模化は、児童生徒の集団生活や教員の指導体制等において、様々な影響を与えており、学校の機能が低下することで、本市の目指している学校教育が十分に推進されない可能性も考えられます。

また、児童生徒の通学距離や通学時間、通学の安全性等の視点からも、適正な規模とすることが重要な課題となっています。

このような中、将来にわたってよりよい教育環境をつくるとともに、効率的な学校運営を行っていくためには、適正な学校規模と通学距離に基づく学校の適正配置等を進めることが必要と考えられます。



**学校の適正配置等による子どもの教育環境の確保**

## 2-2 学校の適正規模と通学距離

### 1) 学校の適正規模

現在、文部科学省では少人数学級を推進する方向で検討を進めており、本市においては、それらを勘案しながら、学級数による適正規模について検討することが必要です。

ここでは、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境をつくることを基本に、国が定める標準規模や本市における学校規模の適正化の必要性を踏まえ、小学校及び中学校の適正規模について設定します。

また、適正規模はクラス替えが可能な規模が望ましいと考えますが、学級における話し合い活動や集団競技の実施等の教育活動を円滑に行うことが可能な児童生徒数が確保されると判断できる場合についても、適切な教育効果を期待できる規模として捉え、適正規模として考えます。

#### ① 小学校の適正規模

小学校では、全学年でクラス替えやグループ学習等の充実を図ることができ、学年に複数の教員が配置できる12学級以上18学級以下（1学年2～3学級）が望ましいと考えられます。

#### ② 中学校の適正規模

中学校では、小学校と異なり教科担任制となるため、教員配置の視点から主要5教科に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる9学級以上18学級以下（1学年3～6学級）が望ましいと考えられます。

ただし、9学級を下回る場合においても、一定の規模が確保できれば、様々な工夫や努力を行い、特色ある学校・教育づくりを推進することによって、学校教育本来の機能を発揮できるものと考えられます。

## 2) 通学距離

通学距離については、児童生徒が体力的・精神的に疲労し、学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないようにするとともに、通学距離や交通手段、通学の安全性などを十分に考慮するという観点から、小学校及び中学校の適正な通学距離について設定します。

なお、学区・学校の再編により通学距離が遠距離になる場合は、通学手段の確保などの支援策を検討することが必要であると考えられます。

### ① 小学校の通学距離

小学校では、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」の「適正な学校規模の条件」において、「小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内であること」と示されており、本市における小学校は概ね国の基準を満たしていることから、「小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内となること」が望ましいと考えられます。

### ② 中学校の通学距離

中学校では、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」の「適正な学校規模の条件」において、「中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること」と示されており、本市における中学校は概ね国の基準を満たしていることから、「中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内となること」が望ましいと考えられます。

#### ■ 学校の適正規模と通学距離の基本的な考え方

	適正規模	通学距離
小学校	12～18学級 (1学年2～3学級)	おおむね 4キロメートル以内
中学校	9～18学級 (1学年3～6学級)	おおむね 6キロメートル以内

## 2-3 学校の適正配置の基本的考え方

学校の適正配置にあっては、学校の適正規模や、通学距離、通学の安全性、地域の特性、学校と地域の関係等を踏まえながら小山市学校教育目標の実現を図っていくことが大切であると考えられることから、基本的な考え方について、「適正配置の方法」、「学校や地域への配慮」、「小中一貫教育及び小中一貫校の推進」の3つの視点から整理します。

### 1) 適正配置の方法

適正配置の具体的な方法としては、通学区域の見直し及び変更を行う「学区の再編」と、学校の統廃合及び新設を行う「学校の再編」の2つになります。

その手順としては、「学区の再編」、「学校の再編」の順番に検討を進めることが基本となります。

まず、隣接校どうしの学区の再編について検討を行い、その結果、通学区域の見直し及び変更だけでは適正な規模が安定的に確保できないと判断された場合は、学校の再編についても検討を行うというものです。

### 2) 学校や地域への配慮

適正配置の検討にあたっては、学校の歴史や文化などの学校の特性、地域の伝統などの地域性、保護者や地域住民などの住民の意向、学校の要望など、学校や地域に十分に配慮することが大切です。

また、将来の児童生徒数見込みの推移、通学距離の負担や通学の安全確保、小学校と中学校の通学区域の関連性、通学手段等についても十分に考慮することが大切です。

### 3) 小中一貫教育及び小中一貫校の推進

市全体の学校規模や配置のバランスに考慮しながら、中1ギャップ(※)の解消等に有効とされる小中一貫教育及び小中一貫校の推進や、地域とともにある学校の在り方等を含めた検討を行うことが大切です。

※中1ギャップとは、小学校から中学校に進学したときに、学習環境や学習内容、生活リズムの変化になじむことができず、学習面や生活面等に様々な問題が出てくる現象